

「小樽国際インフォメーションセンター」前広場の利用要項

第3号心頭周辺の再開発(みなとオアシス)の賑わい創出を図るため、小樽観光協会が基部緑地全てが完成するまでの間、社会実験事業として下記のとおりイベント等の利用を図るもの。

一般社団法人 小樽観光協会

1. 利用概要

- (1) 利用期間 令和 6年 5月 1日～令和 7年 3月31日まで (おたる潮まつり期間を除く)
- (2) 利用可能時間 9:00～20:00(小樽国際インフォメーションセンター営業時間内)
※ 上記時間内を原則としますが、上記以外の場合はイベント等の主催者との協議に応じます。
- (3) 利用可能エリア 「小樽国際インフォメーションセンター」前広場
※ 利用の際には、当該広場や小樽国際インフォメーションセンターを利用する方の導線を確保してください。(利用前に小樽観光協会の職員の立会を要します。)
- (4) 販売品目 飲料や食品、物産品等(なお、調理を伴う場合は、保健所の許可を受けること。)
※ ポートマルシェotaruの販売品目と重複する商品や、危険物など当協会が不適当と判断したものは許可いたしません。
- (5) 利用料 ①当協会の会員が主催者(利用)の場合 ～ テント1張相当・キッチンカー1台相当 5,000円/日
②当協会の非会員が主催者(利用)の場合 ～ テント1張相当・キッチンカー1台相当 7,000円/日
③有料備品を使用する場合は、別紙利用申請書でお申し込みください。
④公共的又は公益的な活動や事業で利用する場合は、上記の利用料等を無料とする場合があります。
⑤利用料や有料備品の支払いは、利用当日までに支払うこと。(現金のみ)
⑥当日キャンセルの場合は、利用料金の半額を請求します。(天災などの場合は対応を検討します。)
- (6) 利用後の報告 社会実験事業のため、①利用者数、②販売の場合は売上高

2. 利用申込

- ・利用申請書(誓約書)に必要事項を記入し、利用日の1週間前までに提出すること。
- ・申請先は、小樽観光協会とし、mail【info2007@otaru.gr.jp】またはFAX【0134-23-0522】にてお申し込みください。事務局(小樽市港町4番3号、小樽観光協会事務局)への持参も可能です。
- ・利用内容を確認し、請求書と合わせて利用許可書をmailまたはFAXで返信いたします。
また、利用不可の場合もその旨を返信します。

3. 利用条件

- (ア) 営業に必要な許可書のほか、資格など証明をできるものを常備していること。
- (イ) 利用者は損害賠償保険に加入し、第三者や施設へ損害を与えた場合は、利用申請者が一切の責任を負うこと。
- (ウ) 営業に当たっては、安全管理を徹底すること。
また、利用時の商品の破損や紛失など損害に対し、小樽観光協会は一切の責任は負いません。
- (エ) 利用に必要なものは利用者が準備すること。
- (オ) 消防署への露店等の開設届出書が必要な場合は、利用者が行うこと。
- (カ) ごみ箱などを準備し、店舗内に持ち込ませないこと。また、ごみを周辺に捨てないように周知すること。
- (キ) 利用エリアの床面を汚さないよう養生すること。ごみや排水(廃油)などは必ず持ち帰ること。
利用エリアを汚した場合は、清掃業者に依頼するなど原状復帰すること。
- (ク) 別紙図の重車両部のみキッチンカー利用を認め、それ以外の車両は隣接の有料駐車場などを利用すること。
- (ケ) 音響機械は使用しないこと。利用時の事故や苦情、トラブルは利用者が迅速に対応すること。
- (コ) 申請書の虚偽、利用条件に違反した場合、直ちに許可を取り消すこともあります。
- (ク) テント利用は風対策のための重石などを必ず準備すること。なお、天候により設置できない場合もあります。
- (シ) 複数日利用の場合、テントの撤去や養生等の方法については小樽観光協会と協議すること。
また、商品等は利用者が必ず管理すること。